



愛媛県の災害時医薬品等供給体制について



令和8年7月29日(水)
愛媛県保健福祉部健康衛生局
薬務衛生課

1

1

目 次	
1. 本県の災害時医薬品等供給体制について	
2. 愛媛県災害時医薬品等供給マニュアルについて	
(1) 災害薬事コーディネータ	
(2) モバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)	
(3) 災害時緊急援護物資(医薬品等)	
3. 愛媛県地域災害協力薬局(案)について	

2

愛媛県における防災計画の体系

医療救護活動要領 (H26.11)

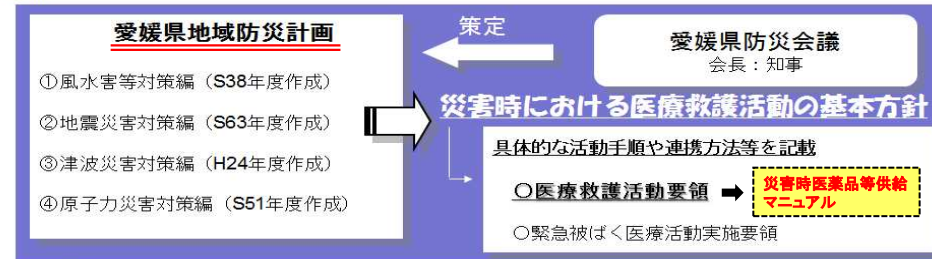
災害対策基本法 (S37)

【国】

- 原子力災害対策特別措置法 (H12)
- 南海トラフ地震防災対策特別措置法 (H25)



【県】



【市町】



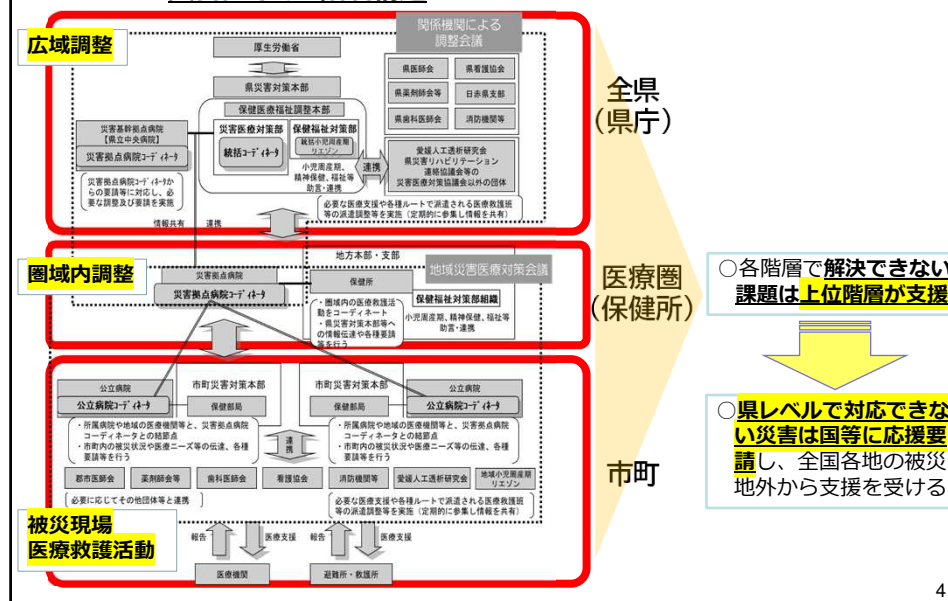
3

3

災害医療体制 行政・医療連携図

医療救護活動要領 (H26.11)

災害医療の3階層構造



4

4

目 次

1. 本県の災害時医薬品等供給体制について

2. 愛媛県災害時医薬品等供給マニュアルについて

(1) 災害薬事コーディネータ

(2) モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）

(3) 災害時緊急援護物資（医薬品等）

3. 愛媛県地域災害協力薬局（案）について



5

愛媛県災害時医薬品等供給マニュアル

H27.3 制定

位置付け

愛媛県地域防災計画に定める医療救護活動について医療の提供に向けた体制等を記載した「医療救護活動要領」のうち、**医薬品等の供給**等について、平常時から、行政、医療機関、薬局、医薬品卸業者、薬事関係団体等関係者の役割分担等を明確にし、被災状況が迅速に把握できる連絡体制を整備し、**災害時において、医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築**する

目 次

- 第1章 基本的事項
- 第2章 医薬品等の確保・供給
- 第3章 関係者（供給側）の役割
- 第4章 医薬品等集積所の設置・運営・管理
- 第5章 薬剤師等の確保
- 第6章 費用弁済等

改正：随時

災害時緊急援護物資（医薬品等）
・保健所（5カ所）での分散備蓄

改正：随時

災害時応援協定の締結
・災害時の医薬品供給、薬剤師の派遣等

改正：R7.3

災害薬事コーディネータの設置
・医薬品等の需給調整支援

改正：R7.3

モバイルファーマシーによる支援
・迅速な被災地支援

6

6

目次

1. 本県の災害時医薬品等供給体制について

2. 愛媛県災害時医薬品等供給マニュアルについて

(1) 災害薬事コーディネーター

(2) モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）

(3) 災害時緊急援護物資（医薬品等）

3. 愛媛県地域災害協力薬局（案）について



7

災害薬事コーディネーター

- 第8次医療計画に基づく指針において、災害薬事コーディネーターが「災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師」と定義され、保健医療福祉調整本部への参画が求められていることから、各都道府県において災害薬事コーディネーターの養成が進められている。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政
（公 印）

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4の
ん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病
害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地
及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の6事業（以下あ
事業」という。）並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」とい
面に記載することとされています。

医政地発0331第14号
令和5年3月31日
最終改正 医政地発0629第3号
令和5年6月29日

(10) 災害時小児周産期リエゾン

災害時小児周産期リエゾンは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。

なお、厚生労働省は、平成28年度から災害時小児周産期リエゾン養成研修を実施し、災害時小児周産期リエゾンの運用や活動内容については、「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省医政局地域医療科審議長通知）を参照されたい。

災害時小児周産期リエゾンの運用や活動内容については、「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省医政局地域医療科審議長通知）を参照されたい。

(11) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

各都道府県において、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

令和6年度災害薬事コーディネーター連携推進会議 厚生労働省資料

8

8

各都道府県における災害薬事コーディネーターの任命状況【R8.3.31時点】

	任命の有無	任命者数		任命の有無	任命者数		任命の有無	任命者数
北海道	有り	21	石川県	有り	23	岡山県	有り	88
青森県	無し	—	福井県	有り	6	広島県	有り	66
岩手県	無し	—	山梨県	無し	—	山口県	有り	25
宮城県	有り	23	長野県	無し	—	徳島県	有り	53
秋田県	有り	20	岐阜県	有り	76	香川県	有り	15
山形県	無し	—	静岡県	有り	189	愛媛県	有り	40
福島県	有り	38	愛知県	有り	3	高知県	有り	81
茨城県	有り	4	三重県	有り	70	福岡県	有り	40
栃木県	有り	2	滋賀県	有り	33	佐賀県	有り	53
群馬県	有り	1	京都府	有り	43	長崎県	有り	40
埼玉県	有り	58	大阪府	有り	132	熊本県	その他 ^{※1}	50
千葉県	有り	41	兵庫県	有り	8	大分県	有り	40
東京都	有り	3	奈良県	有り	9	宮崎県	有り	38
神奈川県	有り	12	和歌山県	無し	—	鹿児島県	有り	46
新潟県	有り	3	鳥取県	有り	4	沖縄県	有り	30
富山県	無し	—	島根県	有り	4	全国	40都道府県	1,531

※1 熊本県薬剤師会の認定人数

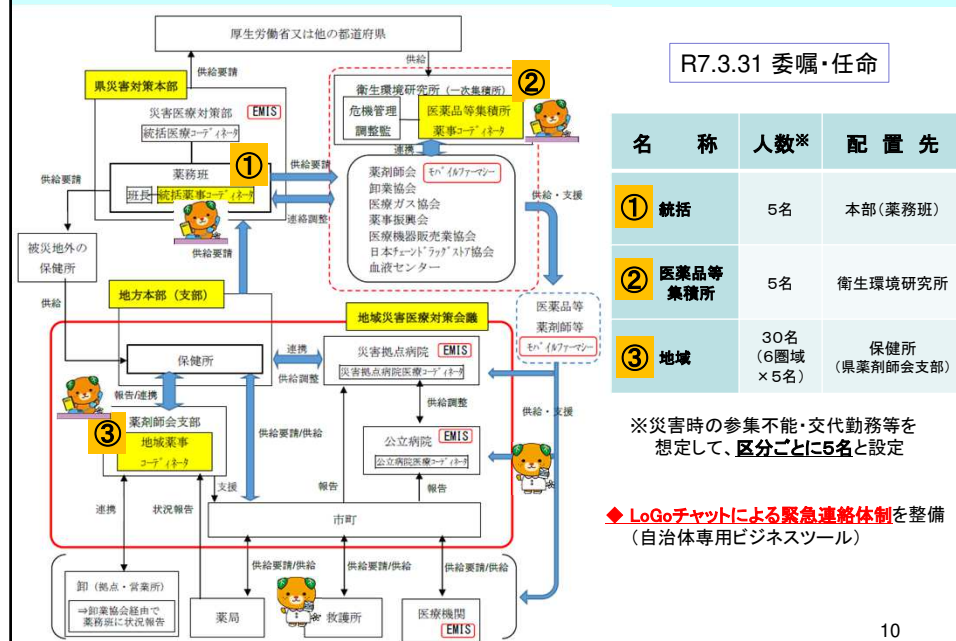
厚生労働省医薬局総務課調べ、令和8年3月31日時点

【出典】<https://www.mhlw.go.jp/content/001715064.pdf>

※愛媛県：R7.3委嘱・任命

9

愛媛県災害薬事コーディネーターの設置



10

愛媛県災害薬事コーディネータの設置

愛媛県災害薬事コーディネータ設置要綱(愛媛県災害時医薬品等供給マニュアル 別紙)
(抜粋)

第1条(趣旨)

この要綱は、地震、事故等によって大規模な人的被害が発生した場合や、広域的な避難が必要となった場合において、**医療救護活動に必要な薬剤師及び医薬品等の確保等に関する情報把握、需給調整等を支援**するため、災害薬事コーディネータを設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする

第3条(委嘱等)

県薬剤師会の推薦に基づき、地域性を考慮したうえで、**知事が委嘱又は任命**する

第4条(解嘱等)

コーディネータに委嘱又は任命されたものに、コーディネータとして業務を行うことができない事由が生じたときは、知事はその職を解くことができる

第5条(職務)

医療救護活動に必要な薬剤師及び医薬品等の**需給の把握と調整**を行い、県に対して効率的かつ的確に薬剤師、医薬品等を配置、供給するための**助言及び支援**を行う

第8条(平時の体制)

コーディネータは、災害時等において円滑に業務に当たれるよう、平時においては、**各コーディネータをはじめ関係機関との連携**を図るものとする

第9条(知識・技能の習得と向上)

コーディネータは、災害薬事に関する研修の受講等を通して、**知識、ノウハウの習得並びに向上に努める**ものとする

11

11

愛媛県災害薬事コーディネータの設置

愛媛県災害薬事コーディネータ名簿

種別	氏名	所属(勤務先)	住所(連絡先)
1	中村 隆	県庁	松山市番町2番11
2	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
3	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
4	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
5	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
6	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
7	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
8	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
9	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
10	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
11	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
12	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
13	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
14	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
15	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
16	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
17	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
18	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
19	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
20	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
21	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
22	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
23	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
24	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
25	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
26	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
27	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
28	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
29	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
30	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
31	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
32	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
33	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
34	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
35	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
36	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
37	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
38	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
39	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
40	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
41	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
42	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
43	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
44	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
45	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
46	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
47	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
48	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
49	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
50	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
51	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
52	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
53	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
54	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
55	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
56	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
57	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
58	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
59	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
60	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
61	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
62	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
63	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
64	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
65	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
66	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
67	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
68	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
69	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
70	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
71	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
72	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
73	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
74	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
75	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
76	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
77	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
78	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
79	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
80	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
81	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
82	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
83	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
84	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
85	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
86	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
87	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
88	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
89	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
90	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
91	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
92	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
93	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
94	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
95	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
96	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
97	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
98	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
99	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11
100	中村 隆	松山市番町2番11	松山市番町2番11

R7.3.31 委嘱・任命



R8.7.16 委嘱替え

今治圏域
地域災害薬事コーディネータ

今治圏域	岡本 ひとみ	樽屋おかもと薬局	今治市馬越町1丁目2番29号
	宮 道就	今治みかん薬局	今治市喜田村7丁目2番37号
	向島 武史	おぐに薬局宮下店	今治市宮下町1丁目1-21
	辻田 健造	本原病院	今治市別宮町3-7-8
	岩井 聡	医療法人平成会山内病院	今治市片山3丁目1-40

12

12

愛媛県災害薬事コーディネータ研修

本県の災害医療提供体制の充実・強化を図るため、医療救護活動に必要な薬剤師及び医薬品等の確保等に関する情報把握、需給調整等を支援する「災害薬事コーディネータ」の知識及び技能の向上を目的とした研修を実施

1 開催日時

令和7年8月17日(日) 9:00～17:00

2 会場

愛媛県立中央病院 管理棟1階 講堂

3 講師

福岡大学薬学部 救急・災害医療薬学研究室 教授 江川 孝
兵庫医科大学危機管理医学講座 特任助教 渡邊 暁洋
福岡大学薬学部 救急・災害医療薬学研究室 助教 牛尾 聡一郎

4 ファシリテーター

馬越 健介(県立中央病院) ※県統括災害医療コーディネータ
明比 俊(県立新居浜病院) ※県災害拠点病院医療コーディネータ
木本 国晴(松山赤十字病院)、伊藤 智徳(県立中央病院)
縄田 幸裕(株アステイス) 、安藤 智宏(あすなろ薬局 明屋敷店)

5 受講者

県災害薬事コーディネータ 37名 ※参加率92.5%(全40名)

6 研修内容

- (1) 我が国の災害医療提供体制
- (2) 災害時の初動と共通言語
- (3) 本部での調整活動
- (4) 状況把握と資源の再配分 ※医療圏域に分かれてのグループワーク



13

13

目 次

1. 本県の災害時医薬品等供給体制について

2. 愛媛県災害時医薬品等供給マニュアルについて

- (1) 災害薬事コーディネータ
- (2) モバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)
- (3) 災害時緊急援護物資(医薬品等)

3. 愛媛県地域災害協力薬局(案)について



14

モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）

- 医薬品保管庫、冷蔵庫、調剤棚、分包機など調剤を行うための設備を有する特殊車両。
- バッテリーや発電機、給水タンクなどもあり、災害被災地でも自立的に活動できる。
- 東日本大震災の際に、医薬品は確保できても、調剤設備が確保できなかった状況があったことを踏まえ、宮城県薬剤師会とバンテック社（埼玉）が独自に開発し、平成24年に全国で初めて導入された。現在、薬剤師会や民間事業者により導入されている。

モバイルファーマシーの活動

能登半島地震の際、医療チームとともに、モバイルファーマシー（MP）の薬剤師が避難所を巡回し、災害処方箋の調剤や医薬品に関する相談対応等を行った。

〈災害処方箋による調剤の流れ〉

1. 医師の診察時、MPに在庫している医薬品を薬剤師が共有
※薬剤師は在庫にある医薬品から処方提案することができるため、医師は速やかに処方内容を決断することができた。
2. 災害処方箋作成
薬剤師：災害処方箋作成補助、医師：災害処方箋内容確認
3. 災害処方箋をスマートフォンで撮影するなどし、MPに在庫している薬剤師に送信
4. MPに在庫している薬剤師が災害処方箋に基づき調剤を行い、患者に薬剤提供・服薬指導実施



モバイルファーマシーの取扱い

- 薬剤師法では、薬局以外[※]で調剤してはならないとされており、ただし書きにおいて、災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合に薬局以外の場所で調剤を行うことが認められている。
※患者の居宅等において一部の調剤業務を行うことや、医療機関の調剤所で調剤をする場合を除く
- モバイルファーマシーは、ただし書きの規定に基づき災害等において、例外的に使用することを想定した設備。単体で薬局としての許可を有するものではなく、医師の処方箋に基づかない医薬品の販売・授与はできない。
- 通常の保険診療の処方箋ではなく、災害処方箋の調剤を行う。費用は保険ではなく災害対策費として被災自治体負担する。
- 設置にあたっては、周囲の薬局の稼働状況や医師の診療状況を踏まえて検討が必要。

令和6年度災害薬事コーディネーター連携推進会議 厚生労働省資料

15

15

モバイルファーマシー所有団体一覧

2025年11月30日現在

導入年	団体名	都道府県	備考
2012年	宮城県薬剤師会	宮城県	
2014年	和歌山県薬剤師会	和歌山県	
2014年	大分県薬剤師会	大分県	
2016年	鳥取県薬剤師会	鳥取県	
2016年	広島県薬剤師会	広島県	
2017年	岐阜県薬剤師会	岐阜県	
2017年	三重県薬剤師会	三重県	
2017年	シスメックス株式会社	兵庫県	
2017年	八千代市薬剤師会	千葉県	
2018年	静岡県薬剤師会	静岡県	
2018年	熊本県薬剤師会	熊本県	
2018年	株式会社ユヤマ	大阪府	
2018年	アイ薬局	岡山県	
2019年	東京薬科大学	東京都	
2019年	横浜薬科大学	神奈川県	2台所有
2019年	第一薬科大学	福岡県	
2020年	山梨県薬剤師会	山梨県	
2020年	徳島県薬剤師会	徳島県	
2021年	福岡県薬剤師会	福岡県	
2024年	宮崎県薬剤師会	宮崎県	
2025年	愛媛県薬剤師会	愛媛県	
2025年	株式会社タカソノ	兵庫県	
2025年	石川県薬剤師会	石川県	

全国で24台

※導入年順
日本薬剤師会HPから抜粋

16

16

モバイルファーマシー整備事業



1 モバイルファーマシー整備事業費

令和6年度6月補正予算(案)
予算額 15,923千円

南海トラフ巨大地震や豪雨災害等の発生に備え、ライフラインが寸断され、ほとんどの医療機関や薬局が機能を停止し、医薬品の供給体制が滞るような被害を受けた際に、モバイルファーマシー(MP)を派遣して、速やかにかつ自立的に医薬品を提供し、住民の安全安心の確保を図る。このため、平常時から、薬剤師の調剤訓練施設等として活用することとし、併せて、在宅医療に取り組み薬局を支援することで、大規模災害時の医薬品供給体制の整備を図る。

今回 要求	予算額	国	他	県
15,923				15,923
設計上予算額				
当初				
補正				
計				

指標	施策	21 高齢者が安心して暮らせる社会の実現	現状値	100% (R4年度)
	KGI	介護職員の充足率		100% (R8年度)
指標	細施策	21-3 支援等を必要とする高齢者への対応	現状値	20.88% (R3年度)
	KGI	第1号被保険者に対する要介護認定率		22.5% (R8年度)

事業イメージ KPI 車両整備進捗率

現状値 - 目標値 100% (R6年度)

事業概要

モバイルファーマシー整備事業 15,923千円

MPの購入経費を(一社)愛媛県薬剤師会に補助する。(補助率 10/10)

県と「災害時の医療救護に関する協定」を締結している(一社)愛媛県薬剤師会が持つMP整備事業を補助することにより、大規模災害発生時に、迅速かつ自立的な医薬品の提供を可能とし、本県の医療救護体制の強化及び住民の安全安心の確保を図る。

このため、平常時から同会が行う研修においてMPを調剤訓練施設として活用することとし、併せて在宅医療に取り組み地域薬局を支援する。

<大規模災害時の利用方法>

- 災害支援薬剤師が乗車し、被災地の医療救護所や避難所等医薬品の調剤・供給・服薬指導、おくすり相談等の業務に当たる。
- 他自治体で大規模災害が発生した場合には、薬剤師とともに速やかに現地に派遣し、現地の医療支援の一翼を担う。

<平常時の利用方法>

- 在宅医療への取組みが喫緊の課題となっている地域の薬剤師に対して、調剤等の技術を習得するための研修を実施するほか、医療職以外の他の職種(福祉、介護士等)に対して、実際に薬剤師の業務を理解してもらい、多職種の連携を増やし、在宅医療への薬剤師の介入を支援する。
- イベントなどの広く県民を対象とした啓発活動を実施し、県民の薬剤師の役割への理解を促す。

※(参考) 研修費用は既存事業を活用。

＜平常時＞

県補助 県薬剤師会

- 車両の維持・管理
- 研修(在宅医療)
- 災害訓練

＜災害時＞

被災市町 被災市町 被災市町

派遣要請 県薬剤師会 医薬品集積所(衛環切等) 医薬品配送 巡回・調剤・服薬指導の支援

DMAT 被災地域の病院・薬局(インフラ機能有) 避難所 救護所 病院 薬局

＜MPを整備することによる効果＞

- 医薬品調剤施設の設置不要、衛生的な医薬品管理が可能
- 多種多様な医薬品(水剤、錠剤等最大500種類)が搭載、調剤可能
- DMAT等へ移動し、調剤・服薬指導が可能

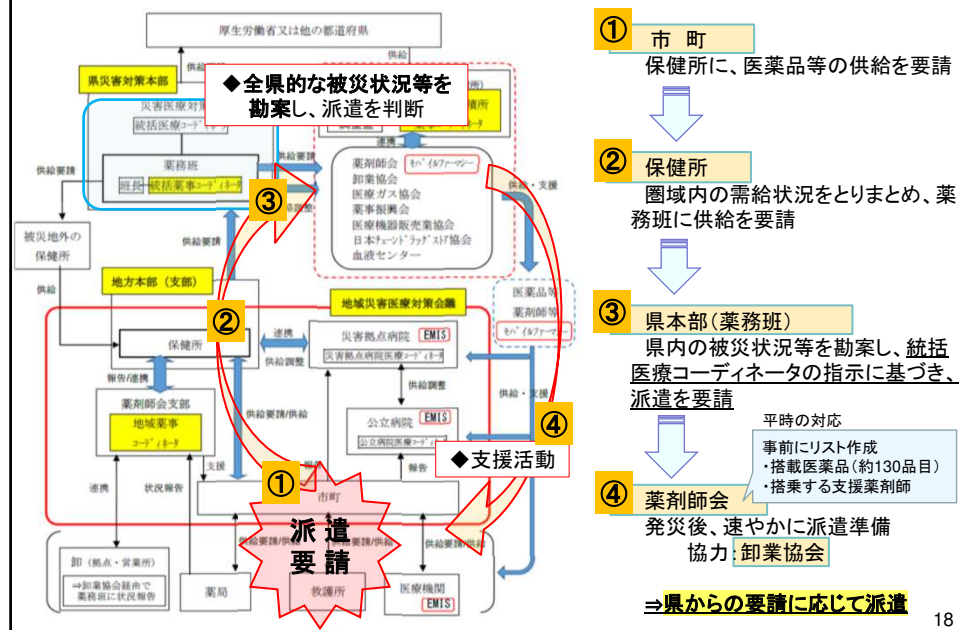
令和7年3月 県の全額補助により(一社)愛媛県薬剤師会において整備

17

17

モバイルファーマシーの運用

災害時医薬品等供給マニュアル



18

18

令和7年度 愛媛県総合防災訓練 (R7.9.7 宇和島市)



19

災害処方箋

- 災害救助法の適用地域に投入された救護班が所持している薬剤が不足している場合等に救護所など保険医療機関以外で交付される
- 通常の診療報酬による支払いの対象とならない
- 令和6年能登半島地震において発行された災害処方箋の取扱い(石川県HP)
費用負担: 石川県内の薬局で応需した災害処方箋に係る調剤の労務費及び薬剤費
➡災害救助法に基づき石川県が負担

優先

災害時の医薬品供給				
法的根拠	処方元	処方の指示	交付場所	調剤の場所
健康保険法	被災地域の医師	処方箋 お薬手帳* メモ、口頭指示*	病院・診療所 被災者の居宅 避難所**	病院内の薬局・地域の薬局 被災者の居宅 全国の保険薬局
災害救助法	救護班の医師	災害処方箋	仮設診療所・救護所 被災者の居宅・避難所	仮設調剤所 モバイルファーマシー 地域の薬局***

* 事後に処方箋が発行されることが条件となる。

** 患者が避難所に継続的に居住している場合に、定期的な診療が必要で患者の同意を得る必要がある。

*** 災害処方箋による調剤を地域の薬局に依頼する場合、事前に被災都道府県と調整をする必要がある。

※薬剤師のための災害対策マニュアルから抜粋

20

20

愛媛県地域災害協力薬局（案）について

1. 現状と問題

○県の責務

地域防災計画（医薬品、医療資機材等の確保体制の整備）

県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調査に努める。

(現状)

①県下5保健所で医薬品等を分散備蓄

②関係団体と災害時応援協定締結（医薬品卸業協会等）

(問題)

・管理可能な品目、数量には限度あり
⇒費用（期限切れ買替え・廃棄）
スペース（冷蔵設備等）

・医薬品卸の集約（物流センター）化
⇒地域に医薬品在庫拠点が無い
・災害急性期（～3日）、基幹道路等の不通により被災地外からの支援困難

✓発災急性期に対応するため地域薬局の流通在庫を有効活用

平時から地域薬局の医薬品在庫状況を共有し、災害急性期に迅速かつ効率的に地域内で供給できる体制を構築

25

25

愛媛県地域災害協力薬局（案）について

2. 課題・取組み

(課題)

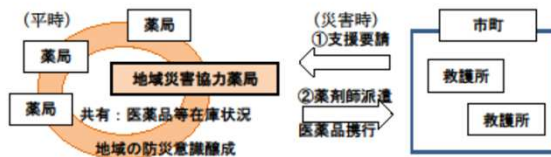
- ・薬局の規模、業態（門前薬局等）により在庫品目、数量は多種多様
⇒個々の薬局のみでは対応困難
- ・発災後の混乱の中で、被災地内の薬局の在庫状況把握は困難
- ・災害医療現場において連絡・調整機能の明確化が必要

今後、地域防災計画の見直しに合わせて規定追加を検討

(取組み)

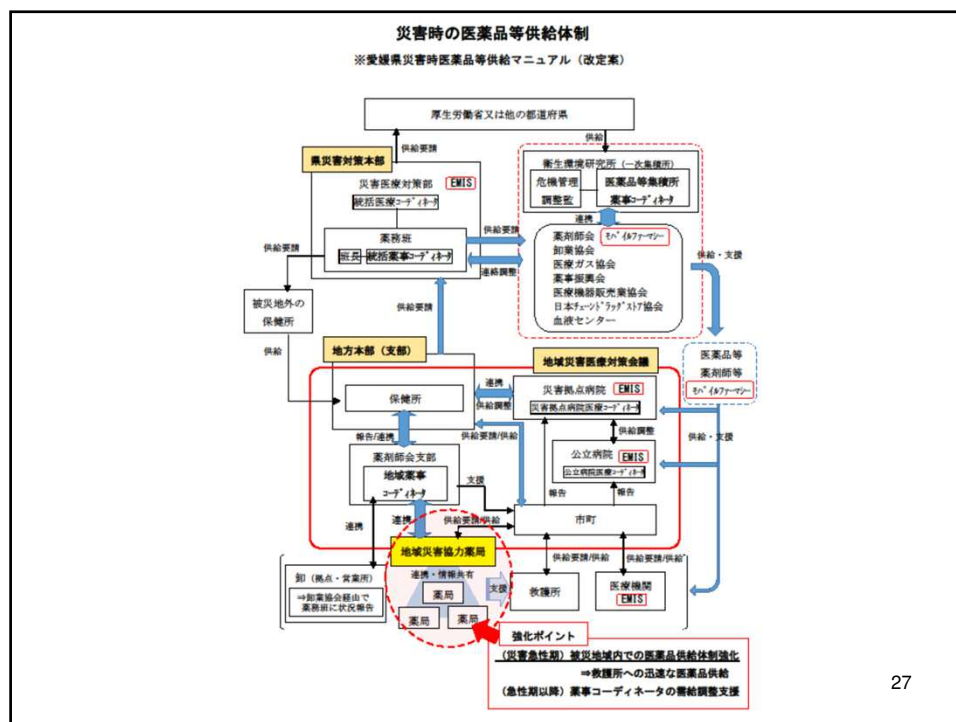
「地域災害協力薬局（仮称）」を認定し、平時から地域薬局の流通在庫の共有を行うとともに、災害時は地域の医薬品供給拠点として機能することで、地域の医薬品等供給体制の強化を図る。

平時の役割	災害時の役割
・地域間の医薬品等在庫状況を共有 ・地域の実情に応じた連絡体制構築 ・管理薬剤師の災害支援に係る資質向上（※研修事業委託：県薬剤師会） ・関係機関（市町等）との連携強化（地域災害医療対策会議等）	・急性期、市町（救護所）への医薬品供給拠点として機能（協定に基づく医療救護の一部） ・災害医療現場での薬局間の連絡調整 ・指揮命令系統確立後は本部（支部）の指示により活動

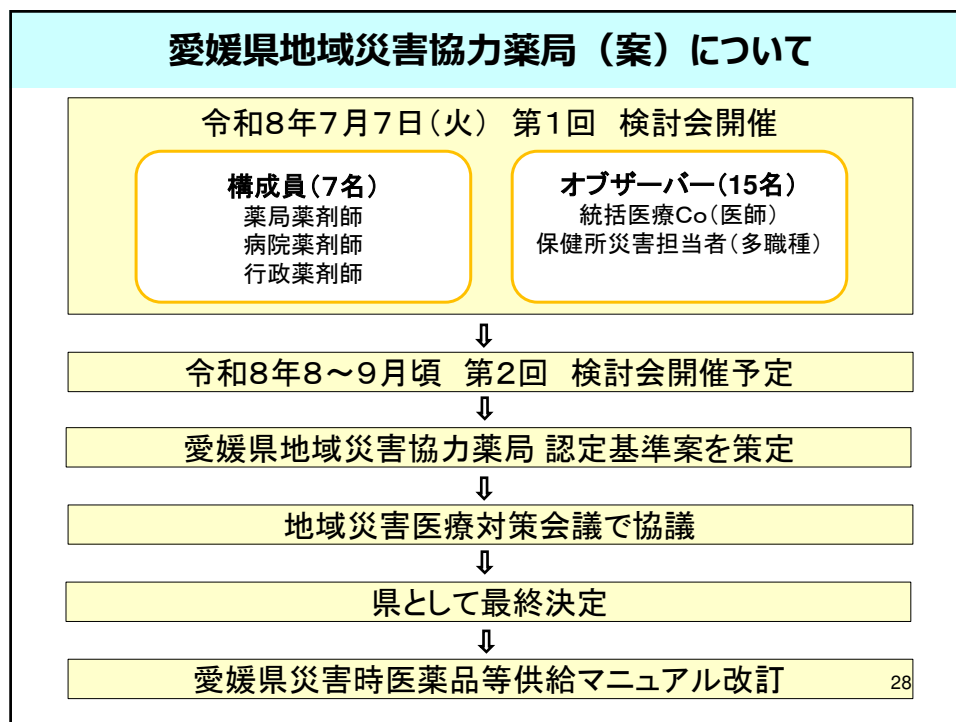


26

26



27



28

令和7年3月25日(火) 於:県庁
モバイルファーマシーお披露目式



引き続き、災害時医薬品等供給体制の充実・強化に努めてまいります
ご清聴ありがとうございました

29